

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会陳情説明資料

令和5年3月15日

件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
1 受理番号6 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を 求める意見書を国に提出することを求める陳情・・・・・・・・・・	2

( 教育委員会 )

件名	受理番号6 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書を国に提出することを求める陳情												
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、私立保育園課												
陳情の要旨	1 保育士配置の最低基準の引き上げを求める意見書を国に提出すること。 2 保育予算の大幅な増額を求める意見書を国に提出すること。												
陳情者等	請願文書表のとおり												
内容及び経過	<p><b>1 国及び都の保育士配置基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子どもの年齢</th> <th>配置基準 (児童 対 保育士)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3対1</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>6対1</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>6対1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20対1</td> </tr> <tr> <td>4・5歳児</td> <td>30対1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 根拠法令          児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（国）          東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（都）</p> <p><b>2 足立区の保育士配置</b>          足立区では、国及び都基準を遵守した上で運営を行っている。ただし、児童の状態や園の状況に応じた保育士の増配置を行っている。          (1) 1歳児の保育士配置は5対1としている。          (2) 支援を要する児童に対する保育を充実させるために、児童の状態に応じて保育士の増配置を行っている。          [参考] 令和3年度1か月平均 236名</p> <p><b>3 私立保育園への扶助状況</b>          足立区保育扶助要綱及び足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に基づき、以下のとおり国基準を上回る保育士配置を私立保育園に求めており、その費用を独自に扶助している。</p>	子どもの年齢	配置基準 (児童 対 保育士)	0歳児	3対1	1歳児	6対1	2歳児	6対1	3歳児	20対1	4・5歳児	30対1
子どもの年齢	配置基準 (児童 対 保育士)												
0歳児	3対1												
1歳児	6対1												
2歳児	6対1												
3歳児	20対1												
4・5歳児	30対1												

	<p>(1) 1歳児の配置を5対1とすること（国基準6対1）。</p> <p>(2) 定員20～60人及び91人以上の施設は保育士1名を増配置すること（充実保育士加算）。</p> <p>(3) 定員61～129人の施設は保育士1名、定員130人以上の施設は保育士2名を増配置すること（11時間開所保育士加算）。</p> <p>(4) 発達支援児の処遇向上、11時間の開所時間の保育充実、産休等職員の代替等のための非常勤保育士等を配置すること。</p> <p><b>4 国及び都への要望</b></p> <p>(1) 保育士配置基準の引き上げについて  これまでの配置基準算定において、支援を要する園児数が配慮されていない等の理由から、現在の多様化する保育ニーズに合わせた基準へ見直すように、令和5年2月に特別区長会を通して国及び都に要望する予定</p> <p>(2) 保育予算の増額について  保育士等住居借上げ支援事業への補助について、保育士確保・定着に対して有効なため、特別区長会を通して国及び都に対して事業の充実と継続を求める要望を合わせて行う予定</p>
<p>問題点等</p>	